



認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

認 定 番 号 第 R 5 認 通 長 優 東 近 江 市 045 号
認 定 年 月 日 令 和 5 年 8 月 3 日

(※) (確 認 番 号 第 号)
(確 認 年 月 日 年 月 日)
(建 築 主 事 の 氏 名)

橋本不動産株式会社
代表取締役 橋 本 達 雄 様

特定行政庁
東近江市長 小 椋 正 清



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 令和5年7月31日
2. 申請者の住所 滋賀県守山市梅田町15番9号
3. 認定に係る住宅の位置 滋賀県東近江市伊庭町字能登川橋237-26、237-43
4. 認定に係る住宅の構造 木造
5. 共同住宅等に係る申請にあっては、認定対象住戸番号
6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、工事種別
新築
7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、新築又は増築・改築の時期
8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

令和5年7月7日

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。